

米州人権裁判所

ガルシア・ロドリゲスほか対メキシコ事件

2023年1月25日判決

(先決的抗弁、本案、賠償及び費用)

甲A101の1 42～43頁赤線部分

160. 必要性との関係において、裁判所は、身体の自由の剥奪が個人の行動の自由を制限する措置であることから、司法当局は、個人の権利に対する干渉の程度がより小さい他の法定の手段では当該事件の手続的目的を充足するに足りないと判断する場合にのみ、そのような措置を科すべきであると解する。

161. また、裁判所は、代替措置が利用可能でなければならず、自由を制限する措置は、被告人の公判への出頭を確保するために他の措置を用いることができない場合にのみ科すことができると判示してきた。国際人権保護の普遍的制度においては、非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）が、公判前拘禁を最後の手段として位置付け、「公判前拘禁は、刑事手続において最後の手段として用いられるべきであり、被疑犯罪の捜査並びに社会及び被害者の保護に十分配慮しつつ適用されるべきである」と明確にしている。同規則はさらに、「公判前拘禁に代わる措置は、可能な限り早期の段階で用いられるべきである」と付言している。さらに、最近の事案において、欧州人権裁判所は、公判前拘禁は基本的権利に対する重大な干渉であり、裁判所が他のより侵害性の低い措置を検討し、それらが不十分であると判断した場合にのみ正当化されると判示した。